

平成24年度 第1回宇都宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

日 時：平成24年8月28日（火）
午後1時30分～3時00分
場 所：市役所 9階 9A会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員・事務局紹介

4 議 事

(1) 障害福祉サービス事業所の指定等に係る条例の制定について

5 そ の 他

(1) 「障害者総合支援法」の概要について

6 閉 会

[配布資料]

- 資料1-1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
- 資料1-2 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について
- 資料1-3 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
- 資料1-4 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について
- 資料1-5 福祉ホームの設備及び運営に関する基準について
- 資料1-6 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について
- 資料2 「障害者総合支援法」の概要について
- 参考資料1 第二期地方分権改革に伴う条例制定に関する各種審議会からの意見聴取予定
- 参考資料2 地域主権改革による施設・公物設置管理基準の制定について
- 参考資料3 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について

宇都宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿

平成24年8月1日現在

区分	所属団体・役職	氏名	
議員	宇都宮市議会議員	小平美智雄	
社会福祉	宇都宮市民生委員児童委員協議会副会長	小林保子	
社会福祉	特定非営利活動法人宇都宮市知的障害者育成会理事長	鈴木 勇二	
社会福祉	宇都宮精神保健福祉会	興野 憲史	
社会福祉	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター長	瓜生泰	
社会福祉	宇都宮地区障がい児者福祉推進協議会	直井修一	
社会福祉	社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会会長	麦倉仁巳	
学識経験	株式会社下野新聞社総務局長	小川和子	欠席
学識経験	国立大学法人宇都宮大学教育学部教授	池本喜代正	
学識経験	社団法人宇都宮市医師会副会長	齋藤公司	欠席
学識経験	社団法人宇都宮市歯科医師会会長	小林豊	欠席

<事務局>

保健福祉部障がい福祉課，保健福祉部保健福祉総務課

(1) 障害福祉サービス事業所の指定等に係る条例の制定について

◎趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括法」という。）の施行に伴い、これまで法令で定められていた施設の設備・運営等に関する基準を、来年3月までに本市の条例等で規定する必要があり、条例制定等に当たっての各基準の基本方針がまとまったことから、その内容について諮るもの

1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）の一部改正に伴い、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準とする基準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。 ・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 障害者自立支援法施行規則
- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定）
- ・ 指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定，利用者の数に関する基準に係る規定，その他の設備及び運営に関する基準に係る規定）
- ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち，申請者の法人格の有無に係る基準

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護，重度障害者等包括支援（単一又は複数指定）	5 5	居宅における障害者等の家事・生活等の援助，外出時の移動等の介護・援助，常時介護を要する障害者等への介護・援助の包括的提供
就労継続支援A型	5	通常事業所での雇用が困難な障害者のうち，雇用契約に基づく就労が可能である者への就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・支援
就労継続支援B型	2 4	通常事業所での雇用が困難な障害者への就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・支援
就労移行支援	1 3	通常事業所への雇用が可能と見込まれる障害者への就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・支援
生活介護	2 1	障害者支援施設等において常時介護を要する障害者の昼間における日常生活上の支援・援助
自立訓練（機能訓練）	1	身体障害を有する障害者が地域生活を営む上で必要な訓練・支援
自立訓練（生活訓練）	9	知的障害又は精神障害を有する障害者が地域生活を営む上で必要な訓練・支援
共同生活介護・共同生活援助	1 8	共同生活住居に入居している障害者の当該住居における介護・支援
短期入所	1 4	障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等への介護・支援
療養介護	0	療養上の管理，看護，医学的管理の下での介護及び日常生活上の支援・援助

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者	法人〔療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）以外〕
従業者の員数 （サービスの種類により配置職種・員数に違いあり）	管理者，医師，看護職員，理学療法士及び作業療法士，生活支援員，サービス管理責任者，サービス提供責任者，世話人，地域移行支援員，職業指導員，就労支援員
居室の床面積	（利用者一人あたりの床面積） ・収納設備を除き 8 平方メートル以上（短期入所） ・収納設備を除き 7.43 平方メートル以上（共同生活介護・自立 1 訓練（生活訓練）・共同生活援助）
運営に関する事項	内容及び手続の説明及び同意，提供拒否の禁止，同居家族に対するサービス提供の禁止（居宅介護など），従業者以外の看護・介護の禁止（療養介護など），身体的拘束等の禁止（療養介護など），工賃の支払（生活介護など），秘密保持等，事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
利用定員	・共同生活住居の入居定員：2人以上10人以下 ・一体型指定共同生活介護事業所における特例（合計数を一の事業所の利用者数及び入居定員とみなして適用） ・特定基準該当障害福祉サービス事業所：10人以上

ウ 参酌すべき基準

見出し	概要
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制
非常災害対策	非常災害に関する必要な設備，具体的計画，関係機関への通報及び連絡体制の整備，定期的な避難訓練
衛生管理等	従業者の健康管理，事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情解決	利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口設置等の必要な措置

※ 詳細は、別添「障害者自立支援法施行規則 抄（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

2 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）の一部改正に伴い、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準とする基準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。 ・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定，配置する職員の員数に関する基準に係る規定，居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定・利用者の数に関する基準に係る規定，その他の設備及び運営に関する基準）

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
就労継続支援A型	5	通常事業所での雇用が困難な障害者のうち，雇用契約に基づく就労が可能である者への就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・支援
就労継続支援B型	24	通常事業所での雇用が困難な障害者への就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・支援
就労移行支援	13	通常事業所への雇用が可能と見込まれる障害者への就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・支援
生活介護	21	障害者支援施設等において常時介護を要する障害者の昼間における日常生活上の支援・援助
自立訓練（機能訓練）	1	身体障害を有する障害者が地域生活を営む上で必要な訓練・支援
自立訓練（生活訓練）	9	知的障害又は精神障害を有する障害者が地域生活を営む上で必要な訓練・支援
共同生活介護・共同生活援助	18	共同生活住居に入居している障害者の当該住居における介護・支援
短期入所	14	障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等への介護・支援
療養介護	0	療養上の管理，看護，医学的管理の下での介護及び日常生活上の支援・援助

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
従業者の員数 (サービスの種類により配置職種・員数に違いあり)	管理者, 医師, 看護職員, 理学療法士及び作業療法士, 生活支援員, サービス管理責任者, 地域移行支援員, 職業指導員, 就労支援員
居室, 病室の床面積	・病室の設置(療養介護) ・(利用者一人あたりの床面積) 収納設備を除き 7.43 平方メートル以上(自立訓練(生活訓練))
運営に関する事項	従業者以外の看護・介護の禁止(療養介護), 常時一人以上の職員の介護従事・従業者以外の介護の禁止(生活介護), 工賃の支払(生活介護), 常時一人以上の職員の訓練従事・利用者負担による訓練の禁止(自立訓練(機能訓練)など), 実施主体(就労継続支援A型), 雇用契約の締結等(就労継続支援A型), 賃金及び工賃(就労継続支援A型), 工賃の支払等(就労移行支援B型), 身体的拘束等の禁止, 秘密保持等, 事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
利用定員	・20人以上(療養介護など:複数ある場合は事業所ごと, 従たる事業所は6人以上, 離島などは10人以上) ・10人以上(就労継続支援A型:従たる事業所は10人以上) ・6人以上(多機能型生活介護など) ・10人以上(多機能型就労継続支援A型・B型)

ウ 参酌すべき基準

見出し	概要
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制
非常災害対策	非常災害に関する必要な設備, 具体的計画, 関係機関への通報及び連絡体制の整備, 定期的な避難訓練
衛生管理等	従業者の健康管理, 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情解決	利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口設置等の必要な措置

※ 詳細は, 別添「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

3 指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）の一部改正に伴い，障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては，法令改正により「従うべき基準」，「標準とする基準」，「参酌すべき基準」の3つに分類され，本市は，この分類に基づき，条例等を制定していく必要があります。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は，国の基準に従わなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は，国の基準を標準とする範囲内でなければならない。 ・合理的な理由のある範囲内で，地域の実情に応じて，国の基準の強化，追加等は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は，国の基準を十分参酌しなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化，追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 障害者自立支援法施行規則
- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定，その他の設備及び運営に関する基準に係る規定）
- ・ 指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定）
- ・ 指定障害者支援施設の指定に関する基準のうち，申請者の法人格の有無に係る基準

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
指定障害者支援施設	7	施設入所支援とともに生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援B型を行う施設

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
指定障害者支援施設の指定に係る申請者	法人
従業者の員数	医師，看護職員，理学療法士又は作業療法士，生活支援員，サービス管理責任者，職業指導員（就労移行支援，就労継続支援B型を行う場合），宿直勤務を行う生活支援員（施設入所支援を行う場合）
居室の床面積	利用者一人あたりの床面積は，収納設備等を除き9.9平方メートル以上
運営に関する事項	内容及び手続の説明及び同意，提供拒否の禁止，常時一人以上の従業者による介護・訓練，従業者以外の介護・訓練の禁止，工賃の支払，利用者の入院期間中の取扱い，管理者による管理等，身体的拘束等の禁止，秘密保持等，事故発生時の対応

イ 標準とする基準

該当なし

ウ 参酌すべき基準

見出し	概要
施設障害福祉サービス計画の作成等	サービス管理責任者による利用者に係る個別支援計画の作成
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制
非常災害対策	非常災害に関する必要な設備，具体的計画，関係機関への通報及び連絡体制の整備，定期的な避難訓練
衛生管理等	従業者の健康管理，事業所の設備及び備品等の衛生的な管理

※ 詳細は，別添「障害者自立支援法施行規則 抄（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり，既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては，条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては，条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から，公益上の必要があるものについては，条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において，全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については，国の基準を維持します。なお，今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準」については，全ての国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき，利用者や事業者の観点から，適切なサービスの提供や施設の管理が行われており，引き続き，国の基準を維持することで，同様の効果が期待できることから，国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

4 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）の一部改正に伴い、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準とする基準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。 ・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定，配置する職員の員数に関する基準に係る規定，居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定，利用者の数に関する基準に係る規定，その他の設備及び運営に関する基準）

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
障害者支援施設	7	施設入所支援とともに生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援B型を行う施設

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
従業者の員数	施設長，医師，看護職員，理学療法士又は作業療法士，生活支援員，サービス管理責任者，職業指導員（就労移行支援，就労継続支援B型を行う場合），宿直勤務を行う生活支援員（施設入所支援を行う場合）（従たる事業所設置の場合は，それぞれ1名以上は主・従たる事業所で従事）
居室，病室の床面積	利用者一人あたりの床面積は，収納設備等を除き9.9平方メートル以上
運営に関する事項	常時一人以上の従業者による介護・訓練，従業者以外の介護・訓練の禁止，工賃の支払，利用者の入院期間中の取扱い，身体拘束等の禁止，秘密保持等，事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20人以上（生活介護など） ・ 30人以上（施設入所支援） ・ 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援ごと6人以上，就労継続支援B型10人以上 ・ 複数の生活介護の単位（≡施設）を置く場合の各単位の利用定員は20人以上 ・ 複数の施設入所支援の単位（≡施設）を置く場合の各単位の利用定員は30人以上 ・ 従たる事業所を設置する場合は6人以上の規模

ウ 参酌すべき基準

見出し	概要
施設障害福祉サービス計画の作成等	サービス管理責任者による利用者に係る個別支援計画の作成
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制
非常災害対策	非常災害に関する必要な設備，具体的計画，関係機関への通報及び連絡体制の整備，定期的な避難訓練
衛生管理等	従業者の健康管理，事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情解決	利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口設置等の必要な措置

※ 詳細は，別添「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第177号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

5 福祉ホームの設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）の一部改正に伴い、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準とする基準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。 ・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準（配置する職員の員数に関する基準に係る規定，居室の面積に関する基準に係る規定・利用者の数に関する基準に係る規定，その他の設備及び運営に関する基準）

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
福祉ホーム	2	障害者が地域において自立して生活できるよう，低額な料金で，居室その他の設備を利用させるもの

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
従業者	管理人を置くこと
居室の床面積	(利用者一人あたりの床面積) 収納設備等を除き9.9平方メートル以上
運営に関する事項	秘密保持等，事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
利用定員	5人以上の人員を利用させることができる規模を有するもの

ウ 参酌すべき基準

見出し	概要
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
非常災害対策	非常災害に関する必要な設備，具体的計画，関係機関への通報及び連絡体制の整備，定期的な避難訓練
衛生管理等	従業者の健康管理，事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情解決	利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口設置等の必要な措置

※ 詳細は，別添「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「福祉ホームの設備及び運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

6 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）の一部改正に伴い、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準とする基準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。 ・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。 ・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（配置する職員の員数に関する基準に係る規定，利用者の数に関する基準に係る規定，その他の設備及び運営に関する基準）

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
地域活動支援センター	17	障害者の創作的活動又は生産活動の機会の提供

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
従業者	施設長，指導員（2名以上：従たる事業所設置の場合は1名以上は主・従たる事業所で各従事）
運営に関する事項	工賃の支払，秘密保持等，事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
利用定員	10人以上の人員を利用させることができる規模を有するもの

ウ 参酌すべき基準

見出し	概要
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
非常災害対策	非常災害に関する必要な設備，具体的計画，関係機関への通報及び連絡体制の整備，定期的な避難訓練
衛生管理等	従業者の健康管理，事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情解決	利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口設置等の必要な措置

※ 詳細は，別添「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

「障害者総合支援法」の概要について

1 趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、平成24年6月20日に成立（6月27日公布）されたことから、その概要について報告するもの

2 法律概要（参考資料3）

(1) 法律の趣旨

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるもの

(2) 法律の内容

○ 平成25年4月1日施行

No.	項目	概要
1	題名の変更	・「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更する。
2	基本理念の創設	・平成23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、社会参加の機会の確保、及び地域社会における共生、社会的障壁の除去などの考え方を理念として規定する。
3	障害者の範囲の見直し	・障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。
4	地域生活支援事業の追加	・市町村地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。 ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発 ② 障害者や家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援 ③ 市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修 ④ 意思疎通支援を行う者の養成
5	サービス基盤の計画的整備	① 市町村障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項に追加 ② 障害福祉計画について定期的な検証と見直しを法定化 ③ 計画作成にあたってニーズ把握を行うことへの努力義務化 ④ 自立支援協議会の名称の弾力化

○ 平成26年4月1日施行

No.	項目	概要
1	障害支援区分への名称・定義の改正	・「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、定義を「障害の程度（重さ）」ではなく、「標準的な支援の必要の度合いを示す」区分とする。
2	重度訪問介護の対象拡大	・重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者で省令で定めるものに拡大する。
3	ケアホームのグループホームへの一元化	・共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合する。
4	地域移行支援の対象拡大	・現行の施設に入所している障害者及び精神科病院に入院している精神障害者に加え、地域移行するために重点的な支援を必要とする者で省令で定めるものを追加する。

第二期地方分権改革に伴う条例制定に関する各種審議会等からの意見聴取予定

参考資料1

No.	条例等で規定する基準	開催日 (予定)	審議会等の名称	問合せ先
1	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	9月5日	社会福祉審議会 (高齢者福祉専門分科会)	保健福祉総務課 介護事業者指導グループ 電話(632)2931
2	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
3	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準			
4	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準			
5	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準			
6	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準			
7	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
8	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	9月5日	社会福祉審議会 (高齢者福祉専門分科会)	保健福祉総務課 法人・施設グループ 電話(632)2917
9	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準			
10	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準			
11	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	8月31日	社会福祉審議会 (地域福祉専門分科会)	
12	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準			
13	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	8月28日	社会福祉審議会 (障害者福祉専門分科会)	
14	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準			
15	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準			
16	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準			
17	福祉ホームの設備及び運営に関する基準			
18	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準			
19	診療所に薬剤師を配置すべき基準	9月下旬	医師会、歯科医師会、薬剤師会等からの意見聴取	
20	食品衛生検査施設の設備等に関する基準	8月24日	食品安全懇話会	生活衛生課 食品衛生グループ 電話(626)1110
21	旅館の衛生に関する基準	7月3日	生活衛生同業組合協議会からの意見聴取	

第二期地方分権改革に伴う条例制定に関する各種審議会等からの意見聴取予定

No.	条例等で規定する基準	開催日 (予定)	審議会等の名称	問合せ先
22	理容所の衛生に関する基準	7月3日	生活衛生同業組合協議会からの意見聴取	生活衛生課 環境衛生グループ 電話(626)1108
23	美容所の衛生に関する基準			
24	クリーニング所の衛生に関する基準			
25	興行場の衛生に関する基準			
26	公衆浴場の衛生に関する基準			
27	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	8月9日	社会福祉審議会 (児童福祉専門分科会)	子ども未来課 企画グループ 電話(632)2397
28	廃棄物の処理及び清掃に関する基準	①7月20日 ②8月28日	①廃棄物処理施設設置許可に係る専門委員 ②廃棄物減量等推進審議会	廃棄物対策課 指導グループ 電話(632)2939
29	道路の構造に関する基準	9月下旬	宇都宮市道路見える化計画 推進懇談会	土木管理課 企画グループ 電話(632)2509
30	高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準(道路関係)	9月下旬		
30	高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準(都市公園関係)	8月28日	都市計画審議会	公園管理課 公園整備グループ 電話(632)2589
31	道路標識に関する基準	9月下旬	宇都宮市道路見える化推進 懇談会	道路維持課 管理調整グループ 電話(632)2513
32	自動車駐車場の料金表示に関する基準			
33	河川管理施設等の構造に関する基準	8月下旬	土木工学・構造工学に係る有 識者からの意見聴取	河川課 企画グループ 電話(632)2689
34	市営住宅等の整備に関する基準	8月2日	宇都宮市住生活基本計画策 定懇談会	住宅課 住宅計画グループ 電話(632)2735
35	風致地区内における建築等の規制に関する基準	8月28日	都市計画審議会	緑のまちづくり課 計画グループ 電話(632)2698
36	都市公園の設置等に関する基準	8月28日	都市計画審議会	公園管理課 公園整備グループ 電話(632)2589
37	水道の布設工事監督者の配置等に関する基準	9月4日	上下水道事業懇話会	水道建設課 計画グループ 電話(633)3403
38	公共下水道の構造等の基準	9月4日	上下水道事業懇話会	下水道建設課 計画グループ 電話(633)3305

地域主権改革による施設・公物設置管理基準の制定について

1 障害者自立支援法におけるサービスの概要

区分	種別	サービス名	基準制定		条例番号
			指定基準	最低基準	
居宅サービス	障害福祉サービス	居宅介護・行動援護・同行援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・ショートステイ	有	無	1
	地域生活支援事業	移動支援	無	無	—
日中活動サービス	障害福祉サービス	療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援	有	有	1・2
	地域生活支援事業	地域活動支援センター	無	有	6
居住サービス	障害福祉サービス	ケアホーム・グループホーム	有	有	1・2
	地域生活支援事業	福祉ホーム	無	有	5

※ 障害福祉サービス…国による一律の基準・標準的なサービス水準に基づき、今後本市で基準を制定

※ 地域生活支援事業…自治体による個別のサービス水準を設定

施設	サービスの組合せ	基準制定		条例番号
		指定基準	最低基準	
障害者支援施設	施設入所支援+生活介護 等	有	有	3・4

※ 障害者支援施設…施設入所支援、及び施設入所支援以外のサービスを行う施設

2 障害福祉サービス事業等の指定基準と最低基準

指定基準	サービス提供者に指定制度を設けることにより、提供されるサービスの質を担保する。
最低基準	施設（建物）を必要とするサービスであることから、適正な事業の運営を担保する。

指定基準

- 給付費等の取扱基準

共通事項

- 職員の配置基準
- 直接支援に係る設備基準
- サービス取扱い及び管理運営上の基準

最低基準

- 施設の規模、構造設備基準
- 管理者の資格基準